

特別企画：インボイス制度に関する東北 6 県企業の意識調査

インボイス制度、企業の 75.5%が『内容を理解』

～ 免税事業者との取引について 41.3%が対応に苦慮 ～

2023 年 10 月 1 日から始まる「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）は、消費税の複数税率に対応した仕入税額控除の方式である。登録は必須ではないものの、適格請求書を交付するためには、適格請求書発行事業者の登録申請を行う必要がある。

制度開始直後から仕入税額控除を受けるためには、2023 年 3 月 31 日までに登録申請を行わなければならないことから、申請していない事業者は検討・対応が急がれている。

そこで、帝国データバンク仙台支店は、インボイス制度に関する東北 6 県企業の見解を調査した。本調査は、TDB 景気動向調査 2022 年 10 月調査とともに行った。



※ 調査期間は 2022 年 10 月 18 日～31 日、調査対象は 1716 社で、有効回答企業数は 780 社（回答率 45.5%）

調査結果（要旨）

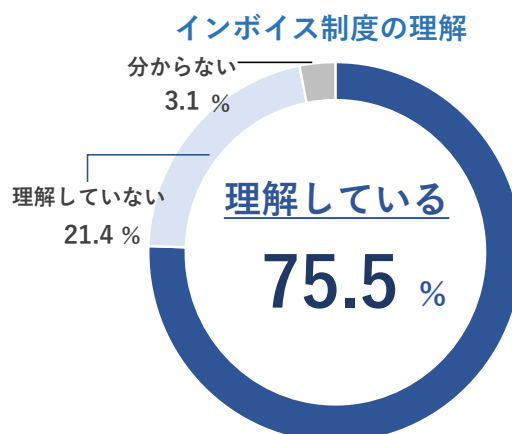
1. インボイス制度について、企業の 75.5%が『理解している』と認識。一方、21.4%の企業が『理解していない』とし、そのうちごく少数の 0.1%にとどまるが「言葉も知らない」企業も存在した
2. インボイス制度の登録状況については、56.2%の企業が「2022 年 9 月時点までに申請済み」で、「2022 年 10 月から 2023 年 3 月までに申請予定」（19.6%）と合わせると、2022 年度中に申請する企業は 75.8%となる見込み
3. 取引先のインボイス制度の登録状況を確認済みの企業は 3.5%にとどまった。そのほか、「現在、確認中」が 24.1%、「制度開始までに確認予定」が 44.9%となった
4. 制度開始後における免税事業者との仕入れ取引について、経過措置期間においては 51.0%の企業が取引を行うと考えている。一方、「分からない」とする企業が 41.3%と多くの企業で、対応を決めかねている様子もうかがえた

1. 企業の 75.5%がインボイス制度を理解、そのうち「十分に理解している」企業は 13.6%にとどまる

2023 年 10 月から、仕入税額控除の要件となる「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）の開始が予定されるなか、自社におけるインボイス制度への理解について尋ねたところ、企業の 75.5%が『理解している』と認識していた。その内訳は、「ある程度理解している」は 61.9%となったが、「十分に理解している」は 13.6%にとどまった。

一方で、企業の 21.4%で『理解していない』¹とし、そのうちごく少数の 0.1%にとどまるが「言葉も知らない」企業も存在した。

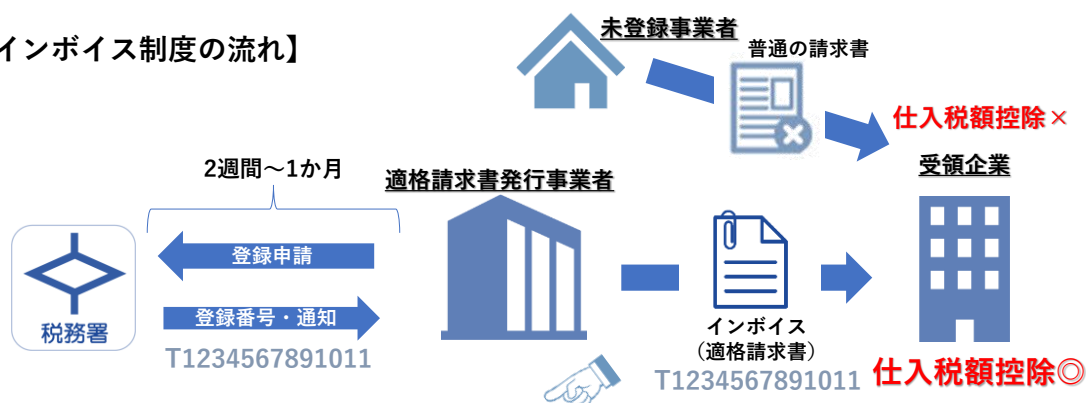
企業からは「これからクリアしていかないとイケないため、専門部署を作った」（機械卸売、秋田県）といった声が聞かれた一方で、「事務処理が、複雑すぎて混乱する」（建設、山形県）といった意見もみられ、制度開始が迫るなかで、十分な理解が進んでいない様子もうかがえた。



注1：母数は、有効回答企業780社

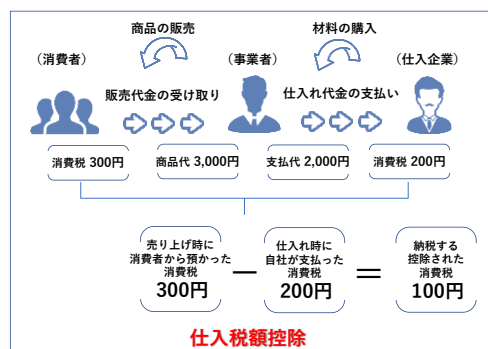
注2：小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

【インボイス制度の流れ】



《以下の要件を満たした請求書や納品書を交付・保存する制度》

- ✓ 適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
- ✓ 取引年月日
- ✓ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ✓ 税率ごとに合計した対価の額および適用税率
- ✓ 税率ごとに区分した消費税額等
- ✓ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称



¹ 『理解していない』は、「あまり理解していない」と「全く理解していない」と「言葉も知らない」の合計

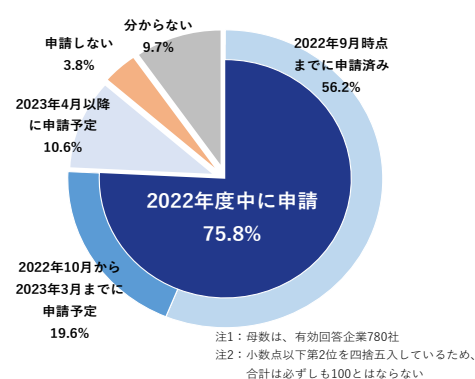
2.インボイス制度、9月末時点で申請済み企業は56.2%

自社におけるインボイス制度の登録状況について尋ねたところ、企業の56.2%で「2022年9月時点までに申請済み」としていた。「2022年10月から2023年3月までに申請予定」(19.6%)と合わせると、2022年度中に申請する企業は75.8%となる見込みである。

企業からは「登録申請は会計事務所などの専門家の指導を受けて進める」(再生資源卸、福島県)といった声があがっている。

一方で、「申請しない」企業は3.8%となった。

インボイス制度の登録状況



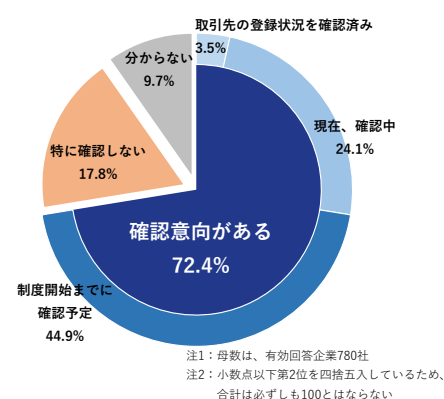
3.取引先の状況を確認する意向がある企業72.4%。既に確認済みは3.5%

自社の取引先のインボイス制度への登録状況について把握しているか尋ねたところ、「取引先の登録状況を確認済み」の企業は3.5%にとどまった。しかし、「現在、確認中」が24.1%、「制度開始までに確認予定」が44.9%となった。

企業の7割超で取引先の状況を確認する意向があり、「事務処理の手間ばかり増えてメリットが全くない。売り上げ1000万円以下ですか、と取引先各社に失礼な問い合わせをする必要性が生じる」(機械製造、岩手県)や「中小農家(免税業者)からの仕入れが多いため、どのような対応をすれば良いのか税務署に問い合わせているが、何も決まっていないとの回答であり、当社として準備が進まない」(飲食料品卸、岩手県)などといった意見があがっている。

一方で、「特に確認しない」とする企業は17.8%となった。企業からは「小規模に展開している仕入れ業者に対して現在確認中だが、インボイス制度がはじまったら取引を終了する先も想定される」(飲食料品製造、福島県)といった声もあげられた。

取引先の登録状況の確認



4.免税事業者との取引、経過措置期間は約半数で取引を行うが41.3%の企業で対応を決めかねている

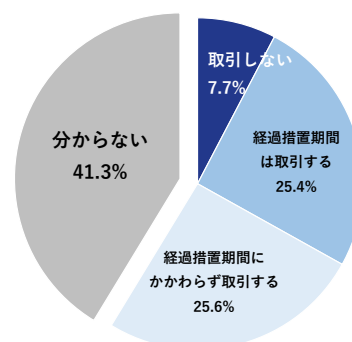
2023年10月の制度開始後における自社と免税事業者との仕入れ取引²について尋ねたところ、「取引しない」企業は7.7%となった。

² 適格請求書発行事業者以外からの仕入れであっても、2023年10月から2029年9月の期間は、一定の条件のもとで、仕入税額相当額のうち一定割合を控除できる(80%→50%の2段階設定)経過措置が設けられている

一方で、「経過措置期間は取引する」と考えている企業は25.4%、「経過措置期間にかかわらず取引する」は25.6%であった。経過措置期間においては51.0%の企業で取引を行うとした。企業からは、「零細事業者でインボイスを取得していない事業者との取引が今後減る恐れがある」（電気機械製造、宮城県）といった声があがっている。

一方で、「分からない」とする企業が41.3%と、多くの企業で現時点では免税事業者との取引に関して対応を決めかねている様子もうかがえた。

免税事業者との取引



注1：母数は、有効回答企業780社
注2：小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

まとめ

本調査の結果によると、企業の7割超がインボイス制度を『理解している』ことが明らかとなった。また、2022年9月までに申請済みの企業は半数を超え、2022年度中に申請が済む企業は7割に及ぶなど、多くの企業は2023年10月からのインボイス制度開始に対して準備を進めていることが分かった。

また、取引先の多くに免税事業者を抱える企業においては、消費税の仕入税額控除が受けられない可能性もあり、取引先への対応に苦慮している企業が一定数みられた。そのほか、国による周知が不足しているといった指摘の声も少なくない。

制度開始まで1年を切ったなか、引き続き政府には広く情報が行き渡るよう、丁寧でわかりやすい情報発信が求められている。

※ 企業規模区分

中小企業基本法に準拠するとともに、全国売上高ランキングデータを加え、下記のとおり区分。

業界	大企業	中小企業(小規模企業を含む)	小規模企業
製造業その他の業界	「資本金3億円を超える」かつ「従業員数300人を超える」	「資本金3億円以下」または「従業員300人以下」	「従業員20人以下」
卸売業	「資本金1億円を超える」かつ「従業員数100人を超える」	「資本金1億円以下」または「従業員数100人以下」	「従業員5人以下」
小売業	「資本金5千万円を超える」かつ「従業員50人を超える」	「資本金5千万円以下」または「従業員50人以下」	「従業員5人以下」
サービス業	「資本金5千万円を超える」かつ「従業員100人を超える」	「資本金5千万円以下」または「従業員100人以下」	「従業員5人以下」

注1：中小企業基本法で小規模企業を除く中小企業に分類される企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが上位3%の企業を大企業として区分

注2：中小企業基本法で中小企業に分類されない企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが下位50%の企業を中小企業として区分

注3：上記の業種別の全国売上高ランキングは、TDB産業分類(1,359業種)によるランキング

【 内容に関する問い合わせ先 】

(株) 帝国データバンク 仙台支店 情報部 紺野

TEL 022-224-1451 FAX 022-265-5060 e-mail Keiji.konno@mail.tdb.co.jp

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。

当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。